



千葉労働局発表

平成23年5月26日

	千葉労働局職業安定部
担	職業安定課長 加藤 重
当	職業安定課長補佐 小出 明弘
	電話 043(221)4081

## 雇用の維持等の要請について

本日、千葉労働局（局長 永山寛幸）は千葉県知事、千葉県教育長及び千葉労働局長連名で、県内の経済6団体（別添1参照）に対し、以下の内容を盛り込んだ要請をするとともに、県内の約23,000事業所（別添2参照）にも同様の文書を発出しました。

### 1 要請内容

地震や津波による被害や原子力発電所の事故等により、事業の縮小や休業などの影響が広がっているが、雇用調整助成金の特例措置等を活用いただきながら、従業員の雇用維持に努めていただきたいこと

被災された方の様々なニーズに対応するため、職を失った被災者を対象とする求人を積極的に出していただくなど、被災された方の積極的な受入について、特段の配慮と支援をお願いしたいこと

採用内定取消しを受けた方、被災された新卒未就職者の1日でも早い就職のため、奨励金の活用により、1人でも多く採用いただきたいこと

2 また、募集・採用予定アンケート（別添3参照）及び被災者雇用開発助成金等の案内（別添4から7参照）を要請文に添付することによって、求人情報の収集とハローワークやジョブカフェちば等の就労支援機関での活用を図るとともに、国の助成制度の一層の活用を周知しました。

## 雇用の維持等について（お願い）

労働行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。お亡くなりになられた全ての方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の震災により、事業活動に相当期間、重大な影響が生じることが考えられ、多数の方々が生活の基盤である職場を失うことが懸念されています。

このため、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」の策定を進めている他、千葉労働局、千葉県及び県内産業・労働界の幅広い関係機関が連携・協力して、去る4月26日に「千葉県『日本はひとつ』しごと協議会」を設置し、被災者等の就労支援に取り組んでおります。

この未曾有の被害からの一日も早い回復を図るとともに、将来にわたる千葉県経済の競争力・生産性の回復・発展のため、次の事項につきまして特段の御配意をいただき、傘下事業主の皆様にご協力要請を賜りますようお願い申し上げます。

### 1．雇用の維持・継続について

地震や津波による被害や原子力発電所の事故等により、事業の縮小や休業などの影響が広がっておりますが、雇用調整助成金の特例措置等を活用いただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。

### 2．被災者の積極的な雇入れについて

被災者の中には、地元での職を求める方もおられれば、避難場所などの被災地外において一時的あるいは安定的な職を求める方もおられます。こうした様々なニーズに対応するため、被災者雇用開発助成金を活用し、職を失った被災者を対象とする求人を積極的に出していただくなど、被災者の積極的な雇入れについて、特段の御配意と御支援をお願いいたします。

### 3 . 新卒未就職者の採用について

内定取消しを受けた方、被災した方をはじめとする、新卒未就職者の一日でも早い就職のため、奨励金の御活用を御検討のうえ、一人でも多くの採用をよろしく願ひいたします。

貴団体の益々の御発展と貴台の御健勝を御祈念申し上げます。

平成23年5月26日

各団体の長様

千葉県知事 森田 健作

千葉県教育長 鬼澤 佳弘

千葉労働局長 永山 寛幸

## 雇用の維持等について（お願い）

労働行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。お亡くなりになられた全ての方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の震災により、事業活動に相当期間、重大な影響が生じることが考えられ、多数の方々が生活の基盤である職場を失うことが懸念されています。

このため、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」の策定を進めている他、千葉労働局、千葉県及び県内産業・労働界の幅広い関係機関が連携・協力して、去る4月26日に「千葉県『日本はひとつ』しごと協議会」を設置し、被災者等の就労支援に取り組んでおります。

この未曾有の被害からの一日も早い回復を図るとともに、将来にわたる千葉県経済の競争力・生産性の回復・発展のため、次の事項につきまして何卒深い御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

### 1. 雇用の維持・継続について

地震や津波による被害や原子力発電所の事故等により、事業の縮小や休業などの影響が広がっておりますが、雇用調整助成金の特例措置を活用いただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。

### 2. 被災者の積極的な雇入れについて

被災者の中には、地元での職を求める方もおられれば、避難場所などの被災地外において一時的あるいは安定的な職を求める方もおられます。こうした様々なニーズに対応するため、被災者雇用開発助成金を活用し、職を失った被災者を対象とする求人を積極的に出していただくなど、被災者の積極的な雇入れについて、特段の御配慮と御支援をお願いいたします。

### 3. 新卒未就職者の採用について

内定取消しを受けた方、被災した方をはじめとする、新卒未就職者の1日でも早い就職のため、奨励金の御活用を御検討のうえ、1人でも多くの採用をよろしくお願いいたします。

貴社の益々の御発展と貴社の御健勝を御祈念申し上げます。

平成23年5月

## 事業主各位

千葉県知事	森田	健作
千葉県教育長	鬼澤	佳弘
千葉労働局長	永山	寛幸

# 募集・採用予定アンケート

(別添 3)

このアンケートは、貴社の募集・採用予定を求職者へ情報提供することによって、求職者の雇用・就業を促進するとともに、貴社の人材確保に役立てることを目的としております。

\* 募集・採用予定がございましたら、下表に御記入の上、FAXまたはメール、郵送にて御連絡をお願いいたします。

\* パソコンで作成する場合、千葉県ホームページ上に様式を掲載しておりますので、御活用ください。

ホームページアドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/press/2011/chijishinsho.html>

御連絡いただいた本アンケートの内容は、貴社を管轄するハローワークまたは県で実施している雇用企業開拓員事業の開拓員、ジョブカフェちばへ通知し、後日、これらの機関から貴社に御連絡の上、訪問等により具体的な要件等を承ります。

ただし、御希望の募集・採用予定に関し、必ずしも応募があるとは限りませんので御了承ください。

## 送信あて先 千葉県商工労働部雇用労働課 労働政策室

F A X 043(221)1180

メー ル koyou1@mz.pref.chiba.lg.jp

電 話 043(223)2761

郵 送 先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

事業所名		業 種	
所在地	(〒 )	代 表 者	
		採用担当者	
電話番号		従業員数	人
番号(封筒の宛名下にある番号を記入してください)		-	-

下記採用予定で既にハローワークに求人登録済の場合は備考欄に を付けてください。

### 1 被災者の採用予定

職 種	募集 人員	募集の時期	社宅・寮等への入居の可否	備 考
	名 一般・パート	年 月頃	可 ・ 不可	
	名 一般・パート	年 月頃	可 ・ 不可	

### 2 新卒者等の採用予定 (内定済みの場合は備考欄にその旨記載願います。)

学校区分	職 種	募集人員	募集の時期	区 分	備 考
中学・高校・専修・短大・大学			年 月頃	内定取消者・既卒者・ H24年3月卒業見込者	
中学・高校・専修・短大・大学			年 月頃	内定取消者・既卒者・ H24年3月卒業見込者	

### 3 中途採用の予定

職 種	募集 人員	募集の時期	備 考
	名 一般・パート	年 月頃	
	名 一般・パート	年 月頃	

# 被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます

(平成23年5月2日以降の雇入れに限ります)

## 被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等( 1 )の紹介により、継続して1年以上雇用( 2 )することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります)

- 1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介の事業者
- 2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

### 対象労働者

1. 震災により離職された方(以下の から のいずれにも該当する方)
  - 東日本大震災発生時に被災地域( 1 )において就業していた方
  - 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
  - 震災により離職を余儀なくされた方
    - 1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)
2. 被災地域に居住する方( 2、 3 )
  - 2 震災後、安定した職業についたことのない方。
  - 3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

### 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者( )	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

# 東日本大震災に伴う経済上の理由により (別添 5) 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

## 【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

東日本大震災を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

## (具体的な活用事例)

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。

事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。

避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

## (主な支給要件)

最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。(事業活動の縮小)

休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

## 震災に伴う特例

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合

に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合

計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合

以上の場合、最近3か月ではなく最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1か月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、  の場合は、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。(平成23年6月16日まで)

# 若年者を対象とした国の主な助成金制度

(別添 6)

## 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3ヵ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に支給します。

### 対象労働者

平成21年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定

卒業後、安定した職業に就いた経験がない

40歳未満で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者

### 対象事業主

既卒者トライアル求人(高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象にその後の正規雇用を視野に入れた3か月以内の有期雇用契約を行う求人)をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介で原則3か月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主

### 奨励金支給額及び期間

有期雇用期間(原則3ヵ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)

有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円(雇入れから3か月経過後に支給)

## 3年以内既卒者採用拡大奨励金

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

### 対象労働者

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。

40歳未満で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人

### 対象事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇入れた事業主

### 奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6か経過後に、100万円を支給 同一事業所に1回限り。

## 既卒者育成支援奨励金

卒業後3年以内既卒者を、まずは有期雇用(原則6ヵ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる、人材需要が見込まれる成長分野の中小企業事業主の方に奨励金を支給する。

### 対象労働者

平成21年3月以降の新規学卒者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録済の者卒業後安定した職業に就いた経験がない、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者

### 対象事業主

医療・福祉等成長分野等の中小企業事業主

### 奨励金支給額

有期雇用期間(原則6ヵ月)

対象者1人につき月額10万円

上記期間の座学等に要した経費(3ヵ月以内)

対象者1人につき月額上限5万円

有期雇用終了後の正規雇用での雇い入れ

対象者1人につき50万円

(正規雇用から3か月経過後に支給)

## 若年者等正規雇用化特別奨励金

25歳以上40歳未満の年長フリーターや採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等(40歳未満)を、雇用期間の定めのない労働契約により、継続して雇用する事業主に対し支給

### 対象事業主

年長フリーター等を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する場合

トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用する場合

有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合

採用内定を取り消された就職未決定者を正規雇用する場合

### 奨励金支給額

中小企業100万円、大企業50万円(3回に分けて支給)

平成23年度までの暫定措置



## 各種問い合わせ先

(別添 7)

各助成制度に関するお問い合わせは、千葉労働局職業対策課(電話043-221-4393)及び各ハローワークにお願いいたします。

### 公共職業安定所(ハローワーク)

千葉	043(242)1181(32#)	茂原	0475(25)8609
千葉南	043(300)8609	いすみ出張所	0470(62)3551
市川	047(370)8609	松戸	047(367)8609(31#)
銚子	0479(22)7406	野田出張所	04(7124)4181
館山	0470(22)2236	船橋	047(431)8287(32#)
木更津	0438(25)8609	成田	0476(27)8609
佐原	0478(55)1132		

県では、被災された方々の復旧・復興を支援するため、様々な支援制度を用意していますので、対象となる県民及び事業者の皆様には、制度の活用を検討くださいますようお願いいたします。

制度の名称	制度の内容	問い合わせ先
千葉県制度融資 (セーフティネット資金)	県内の中小企業者の方で震災により直接被害を受けた方もしくは震災後の売上減少等により経営に支障を来している方を対象に低利・固定のセーフティネット資金を設けています。 なお、直接的な被害を受けた方の再建に係る資金については利子補給(年1.15% 最長5年間)があります。	・ 県商工労働部経営支援課 ( : 043 223 2707 )
金融・経営相談窓口	震災の影響により事業活動に支障を来している中小企業者の方を対象に相談窓口を設置しています。	・ 県商工労働部経営支援課 ( : 043 223 2707 ) ・ 千葉県産業振興センター ( : 043 299 2907 )

### 若者の採用をお考えの方へ

#### 「ジョブカフェちば」の主な企業向けサービス(無料)

ジョブカフェちばでは、若者(概ね35歳未満)の採用を検討している企業向けに、様々な採用活動支援サービスを提供しています。

サービス名	概要
求人企業登録	登録求人情報は、カウンセラー等を通じて、ジョブカフェちばを訪れる若者に提供。
仕事探しカフェ・ トークライブラリー・ 企業がやってくるDAY!	若手社員による仕事内容の説明や少人数での本音トークなど、様々なスタイルで若者との交流の場を提供し、ミスマッチのない採用に向けて支援。
採用に関する個別相談	人事担当者と採用支援アドバイザーによる、1対1の相談。
HPでの企業紹介	ジョブカフェちばのホームページで企業の魅力を紹介。 随時更新。
若手社員定着支援	若者の採用に係る助成制度や定着のノウハウ等を紹介
<b>(お問合せ先)</b> 〒273-0005 船橋市本町 3-32-20 東信船橋ビル3階 T E L: 047 460 5500 F A X: 047 460 5100 U R L: <a href="http://www.ccjc-net.or.jp/~jobcafe/">http://www.ccjc-net.or.jp/~jobcafe/</a> 利用時間: 平日の午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)	

#### 新卒専門のハローワーク

ふなばし新卒応援ハローワーク (ハローワーク船橋ヤングコーナー)	047(426)8474	新卒者・既卒3年者が利用しやすい 専門窓口
千葉新卒応援ハローワーク	043(242)1181(45#)	